平成２２年（フ）第４４号
鳥取県倉吉市東鴨新町796番地の２
債務者　柏木　　成
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1696番地１県営浜団地12号
債務者　奥村伸一郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７９号
鳥取県倉吉市見日町607番地　ピュアネス101号村上方、住民票上の住所鳥取県倉吉市福庭町１丁目206番地
債務者　中野　誠之
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１０２８号
広島市安佐北区安佐町大字飯室1430番地
債務者　白本　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２５号
広島市中区基町19番１―626号
債務者　吉丸　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県嘉麻市上山田531番地83
債務者　須郷　通子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４４号
福岡県飯塚市新立岩９番12号　サーパス新立岩202号
債務者　金子　美季
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２８７号
福岡県久留米市朝妻町４番37号　荒木アパート201号
債務者　瀬戸山達郎
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８８号
福岡県久留米市朝妻町４番37号　荒木アパート201号
債務者　瀬戸山ゆかり（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０７号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目１番28号
債務者　立山　友裕
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９６号
福岡県小郡市山隈1290番地１
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９７号
福岡県小郡市山隈1290番地１
債務者　山田　由衣
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４０１号
福岡県久留米市梅満町1228番地８
債務者　木村　末吉
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９７０号
北九州市戸畑区天神１丁目１番30―501号
債務者　藤井　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２５号
栃木県宇都宮市鶴田町3389番地５　メゾンドベル滝の原502、前住所福島県福島市丸子字東前21番地の２
債務者　大橋　一之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３７号
栃木県矢板市塩田1046番地８
債務者　中山　義明
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５５号
栃木県宇都宮市川田町1243番地８　コーシュ箕輪Ⅰ―105
債務者　高松　公正
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係